

# 第三十一回国会 地方行政委員会議録 第十九号

昭和三十四年三月六日(金曜日)

午前十時五十二分開議

出席委員

委員長 鈴木 善幸君  
理事 亀山 孝一君 理事 繁綱 強三君  
理事 渡海 元三郎君 理事 丹羽喬四郎君  
理事 吉田 重延君 理事 阪上安太郎君  
理事門司 亮君 理事 安井 吉典君

地方税法等の一部を改正する法律案  
(内閣提出第一五三号)  
地方交付税法の一部を改正する法律案  
(内閣提出第一六六号)  
地方税法の一部を改正する法律案  
(内閣提出第一七七号)

出席政府委員  
相川 勝六君 飯塚 定輔君  
加藤 精三君 黒金 泰美君  
富田 健治君 太田 一夫君  
佐野 恵治君 北條 秀一君  
長谷川 政務次官 黒金 泰美君  
総理府事務官 奥野 誠亮君  
(自治庁)行政局 藤井 貞夫君  
(自治庁)税務官 金丸 三郎君  
総理府事務官 鎌田 要人君  
(自治庁)税務局 市町村税課長

○鈴木委員長 これより会議を開きま  
す。  
この際お詫びいたしますが、理事会  
の申し合せによりまして、地方税法等  
の一部を改正する法律案、地方交付税  
法の一部を改正する法律案及び地方税  
法の一部を改正する法律案の三案につ  
き、来たる九日に参考人より意見を聴  
取ることとし、参考人の人選等につ  
きましては委員長に御一任を願つてお  
きたいと存じますが、これに御異議ござ  
いませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕  
○鈴木委員長 御異議なしと認めま  
す。よつてそのように決しました。

三月五日  
委員外の出席者  
総理府事務官  
(自治庁)税務局  
市町村税課長

委員外の出席者  
三月五日  
委員大野光晴君辞任につき、その補欠  
として大養健君が議長の指名で委  
員に選任された。

○鈴木委員長 これより地方税法等の  
一部を改正する法律案、地方交付税法  
の一部を改正する法律案及び地方税法  
の一部を改正する法律案の三案を一括  
して議題とし、審査を進めます。  
質疑の通告がありますので順次これ  
を許します。安井吉典君。

○安井委員 昨日、地方財政計画に關  
しておつたのであります。なお一  
点連いたしましていろいろお尋ねいた  
たつたのであります。

本日の会議に付した案件  
参考人出頭要求に關する件

1

らない。そういう意味で私たちとして  
は、今後もなおこれでもうよろしいの  
だと、お詫び等になり切つて（まさよ）

わけでありまして、なおそういう意味で相談を続けていきたい、こう思つて

○安井委員 これは事務当局だけの問題ではなくて、政務が責任を負つて開

問題ではない。政府が責任を持って問題の解決の方向を見出して押し進めていく問題だというふうにも考えるわけあります。その点車両当局ごとに

てあります。その点事務当局だけでは、  
に、政府としてのお考えはどうなつ  
ておりますでしょうか。

○黒金政府委員 この前にも一回同様の御質問がございまして、お答えしたかったと思います。私の選舉が日本も雪國

がと思ひます。この道場は自体も全国  
であります、今おつしやるような点  
の弊害は痛感いたしております。ただ

この問題は、御承知かと思うのであります  
が、國が曆年でやりましたのが明  
台の切手ござつたからと思ふ。

泊の初年にこくれすがまつたかと思ひます。その後に歳入関係その他いろいろな関係をにらみ合せまして現在の

四一三の会計年度になつておる。それが  
非常に長い間続いております。やはり

新しいべきだということ自体は一つの有  
在価値があり、また習熟もございます  
ために、終戦後国の財政制度を立て直

します際にも、相当大規模な検討をいたしましたことが実はございましたが、利害関係者、つまり多方面の財政

害得失利のいたる者をまずして、今も財政局長からお答え申しましたように、いろいろな方面、特に国会の御審議の関

係、予算の編成の関係、あるいはまたおそらくは租税の納付時期の関係、こ

ういたが非常に広範にれたりますたゞ  
に。そこまで手をつけなくとも今のま  
でやつていけるんじやないかという

な次第でござりますが、一部の市長会なり町村長会なり、そういった地方団体からの強い要望もござります。従いまして、われわれといたしましては、近皆様に御審議を——これは委員会が違つたかと思ひますが、願つております。あるいは一面におきましては、最近の事務当局の考え方でなしに、あるいは審議に問題を提起いたしませんが、それは帳簿の会計制度の問題、これは帳簿関係が主でござりますが、そういうところでも専門家の意見を十分に徵しまして、具体的に話を進めるようを持て参りたいと思ひます。

○安井委員 それでは会計制度の問題につきましては、財政局長からもお話をありましたように、これは自治庁だけの問題でなしに、大蔵省がその気持に一番先になつてくれなければいけないということでもあるわけでございますし、単に事務当局だけの問題でなくして、政府どいたしましても一つ真剣に検討の方に向つて、いつていただきたい、そのように要望をいたしたいと思います。

○佐野委員 関連いたしまして。交付税の問題をめぐりまして昨年の八月、九月に普通交付税の配分問題、昨年の暮れにおける予算折衝におきましてもこの問題が大きくて出ております。ことしの二月二日の次官会議においても問題が大蔵省と自治庁の間にいろいろ論議された。昨年の八月の両者覚書がいろいろ問題になつてくる。こういうことを耳にいたすわけでありますと、ことに私たちが聞いておりますところの、自治庁と大蔵省の間におきましては、標準税率の府県分八割を九割にする、市町村分七割を八割にする、これを三

十五年度から実現する、あるいはまた実現することのためるために検討することを約束する、どちらかしりませんが、そういう申し合せがあるようにも聞いておりますし、たゞこ消費税を譲与税化する、これも三十五年度から実現するんだ、あるいはまた三十五年度から実現するように検討するんだとか伝えられておるわけでありますけれども、こういう事実があつたのかどうか。この点に対しても尋ねしておきたいと思るのであります。

○黒金政府委員　ただいまお話を点につきましては、両者間に問題があるといふことは事実でござりまするし、またわれわれとしましても謙虚に検討すべき問題であるとは考えております。従いまして、今後そういう問題を中心に行付税が適正な妥当な配分ができるよう検討をしていこう、こういふ覚書はできております。しかし、今お話しございましたように三十五年にこれを実現するために検討をするといふようなことはございません。

○佐野委員　大蔵委員会における論議をいろいろ速記録を中心として検討してみますと、大蔵省の方では、当然自治庁がそういうことを前提として検討するんだ、だからこそ二月の二日の次官会議から紛糾して二月の二十一日ですか、小林次官と森永次官との間に折衝が行われて、二十四日の閣議に提出する。それほど紛糾したということに何か隠されているもの、何か未解決の問題があるのではないか。というのは、遠い将来に大きな問題を残すのではないか。ですから、そういう点に対するどういいきさつがあつたのかとい

○奥野政府委員　今政務次官からお答えになりました通り、別に隠された問題は何もございません。ただ國家財政に携わっておりますものと、地方財政に携わっておりますものとの間には必然的に考え方の違いが起つてくるのではないか、こう私は思うわけあります。たとえば地方税の減税を行なう、今の地方財政の状況ではとてもそれがだけの穴のあいたものをほっておけない、こういう気持がござります。自然国に対しまして地方交付税の税率を引き上げてもらいたい、あるいはたばこ消費税の税率を引き上げてもらいたいといふ注文をいたすわけであります。國の側から申しますと、富裕な団体の方には余裕があるではないか、その財源を貧弱団体に回せば解決ができるではないか、財源の調整をもつと積極的にやればいいではないか、という氣持が出てくると思うわけであります。また地方自治を考えて参りますと、軽々しく独立の自治団体の固有財源をあつちにやつたり、こつちにやつたりすること自体に非常な疑問を持つのわけであります。そういうふうにどちらかと申しますと、財源だけでものを考えしていくが、あるいは自治の精神を非常に重視していくが、そこに基本的な食い違いが起つてくるというのは、これは私はやむを得ないことではないかと思います。そういう問題が中心になりますて、大蔵省と自治庁との間に絶えず論争が行われていくのではないかと思つております。別に表面に出でおります問題以外に隠れた問題は私どもはないと思います。

○佐野政府委員 しかしながら、明年度に  
おける重大な問題になつてくるのではないか、今年度よりも大きく問題が発  
展してくるのではないかということを  
思います。この点に対し特に国と地  
方公共団体との間の財源調整にいたし  
ましても、垂直的な財源調節の考え方  
と水平的な財源調節の考え方、いわゆ  
る富裕団体と貧弱団体との間に財源を  
調節する機能を強化しなければならな  
い、こういうふうな考え方と、國と地  
方団体における均衡を保たなくては  
ならない、いわゆる言つて参りますな  
らば垂直的な財源調整と申しますか、  
こういった考え方があるのではないかと思  
うのです。そういう二つの考え方に対する  
考え方の違いがあるのではないか。そ  
ういう問題は、今申しましたようない  
ろいろな表面現象として現われてくる  
のではないか、そういう問題に対する  
大きな食い違いがあるのでないかと  
考えるのですが、その点はどうなんで  
すか。

地方の側から見ますと、國の方はゆとりがあるようになりますと、地方の方にゆとりがあるように見える。そういう場合に、國の方でから金をよこす場合に、國の方では、あえてそうしなくとも地方団体の方でやりとりすれば問題は解決するのではないか、そういうものの見方が起ります。そういう場合に自治の精神というものを重視していく場合には、財源のやりとりをそつ軽々しくできるものであろうかという疑問が起つてくるのですといふことも申し上げておるわけでございます。この問題は来年度、さる来年度と絶えず繰り返されていくだろうと思いますけれども、それ以外に纏された問題があるわけじゃございません。こう申し上げておるわけであります。

は、地方財政若しくは地方政府に係る制度の改正又は第六条第一項に定める率の変更を行ふものとする。」とあります。が、そういうことが行政として正しく実行されておるかどうか。こういふ考え方方に立つて、地方政府のあるべき行政水準という考え方にもつともつ取り組む必要があるんじやないか、かようにも考えられますので、自治庁のこれらに対する考え方——次官は非常に割り切った形でこの間言つておられましたのですけれども、今申し上げました問題も、こういう法に基く地方財政計画の策定、それらを中心として減税の問題、地方債の総額の問題、地方のあるべき行政水準がどうなつておるかという点がやはり真剣に検討されなければならないじゃないか。それを差しあいて、いわゆる富裕団体と貧弱団体という形で一つのワク内において、だから財政調整の機能を強化しなくちゃならない。こういう大蔵省の見解も出てくるのじやないかという意味から、自治庁はやはり自治の本旨にかんがみて、あるいは地方交付税法に、法律によつて示されておる順序においてもつと強い態度が必要じやないか、かよう考へるわけですが、どうですか。

ませんけれども、昭和三十四年度の地方の財政といふものは何とかやつていいける。御不満ではございましょうが、これで御満足を願いたい。こう申し上げておるような次第で、今お話のありますような点につきましては、おそらく一两年でそろそろ解決がつく問題でないと思ひますけれども、どこまでも今おつしやるような地方自治の精神を基礎にいたしまして、そして交付税の配分なり、いわばその繪ワク、分配方法に今後ともに善処して参りたい考え方でございます。

自身がずっと地方事務官といいまして、地方にずっとおりまして、地方の実情を見ている。本日御列席の私の前におられるお三人の方は、知事さんやそういうことばかり地方でやつておられたもので、地元を見ているというところについては、私の方が見ていると思う。そういう面から一つの違つた次元があると思うのです。それで中央的な、いわゆるケンブリッジ・オックスフォード型のような、イーデン、マクミランみたいな秀才型ですか、それからわれわれ現場の側との間の意見の調整をはかることは、また国政上重要なことだと思う。（発言する者あり）不規則発言をなさる方も、われわれと現場で長年一緒に市町村長をやつた代議士でござりますので、十分に私の足らぬところを補つていただきたいと思います。

方行政の本義に關係していると思うのですが、そういうことで、たとえば私にもすがが五人おるとして、一人のやつは非常に悪い、自分で勝手に酒を飲んだりばくちをしたり女買ひをしたりして、今度は梅毒になつてどうしようもないからそういう者は捨てておけ。こういうことはできないのじゃないか。そういうことにおきまして、そぐならぬよろしく地方自治を道義的に締めていくのと同時に、いよいよ困つた場合には救済してやるということが必要だらうと思うのです。この点は、この前発言で若干亀山さんにはめていただいたのでありますけれども、市町村の理事者汚職なんかの最大の原因は、藤井局長があげられたものより以上に、非常に文明が進歩して、金さえあればどんな享楽も栄華もできる。しかしながら、それを充足するほどに国民所得が十分でない。そこにつまり不満足感が起る。そういうよらない立たしきが、やはり個人の場合と同様に、市町村の場合、また市町村の理事者もあわれな人間でござりますから、そういうことがあり得るということは、何千人に一人、何万人に一人、何千万人に一人はあり得るという時代のネセサリ。一ノブルだと思うのでござります。今度のこうしたような意味の、山口市でありますか、今のような事例はたしか……。(一相模原だよ」と呼ぶ者あり) 相模原、山口といふよなところだらうと思いますが、そういうような事態が、私は今日の時代思潮、時代風潮から見て相当あるだらうと思うのでありますて、ことに町合併前後の混乱時代、事務に不習熟なもののがまだ非常に多い。自治大学も

まだ十分に全国的に吏員を訓練しておらぬ。そうしてまた同時に、全国の府県知事の中において、市町村がどうなるか、その運命について泣くようなそういう名知事が現在非常に少いということを私は思つておりますが、ある自治指導者の相當な経験家によりますと、全国の総務部長、それを専門にやるべき総務部長すら、市町村自治のはんとうの運命と財政といふことについて、泣くほど考えているような誠実な総務部長たるものは非常に少いといふことがあります。これは起債を県に割り当てて、そうしてその起債のワクの中で、県と市町村とか分配しろというようなこととあつたような記憶がありますが、いろいろそういうふうな心なきわざ、政府御当局のやり方もあつた時代もあると思うのです。そういう事実を私は事務的に精緻な論証はできるわけではないのですが、けれども、あつたようです。それで、いろいろなこともありますしょうけれども、私は、何といっても府県が市町村を子供のように教え導くより高い段階にありますして、行政の組織も知識水準の関係のようなもの、それが日本的な地方制度であり、政府が地方団体を導いてどこが悪いのか、これはいろいろ社会党さんからのお考えはあらうと思いますが、相当強力に指導するのが、子を愛しているために親が指導するのでございましたら、相当しつけをつけていいのです。日教組が自由教育、自由教育ということばかり言つて、しつけが十分でないことが今日の不良少年を出した理由だと私は考えておるのでござ

くとも、吏員の養成と指導ということが現在の機構ではどうも少な過ぎると思うのでございまするが、それに人団の少い、そして負担力の総計が少い市町村では何としても不十分ではないか。これは非常に物議をかもすこと、党からもしかられるかもしだぬけれども、私は現在の町村合併のままで、これは無理をしないで、そろして自治の建設をやつて、しかる後にもこの府県、市町村に対しての再編合併のままで、これは無理をしないで、が社会党の自治政策にはござりますが、私は、この今の時代は非常に進んで、ことに市町村の具体について申し上げますれば、どこにも道路が発達し、電灯がともり、ラジオが聞え、テレビが全国の国民の意識を一本にするような時代になつて、この狭い地域に自治体をたくさん並立させておくといふことは、どうも私はおかしいのじやないかと思う。それで、たとえば東京では、たつた十五分くらい走つて、間に自治体である東京都の区を三つも四つも五つも通るわけあります。こういうよろくなことはどうもおかしいのじやないか。農村に行きましたが、一時間走つて、間に自治体を五つも六つも通るといふことは、もう実にたくさんある。こういうふうに能率上からも財政力から見ても、あまりに細分し過ぎておる。これは思い切つてさらに大きな段階で統合して、そうして現在の地方行政、財政の事務は非常に複雑でございまして、自治法發布十周年記念に

行政の目標と、各省別の施設事業等を取り入れましたる地方自治の将来といふものに対する御展望も拝見しておりますが、昔と違つて、地方団体は相当地域サービスをしなければ、こういう時代になつたら住民が不便で困るのであります。そういうようなことでございまから、もう少し強化してやつていかれる御意思はないかどうか。

さらに、この現在の府県住民という概念は終戦後新しく作つたのでございまするが、この府県住民という概念は、それ自体結果においては、先ほどの総務部長さんたちがほんとうに市町村の運命について泣くという氣持が少くなつたと同じように、この府県住民という概念があつたために、府県住民の方に重きを置くかといふ、こういふ競合の時代になつた。こういうことであるならば、むしろ相当強力な市町村団体を備えて、この完全自治体は市町村だけにして、府県といふものは、国の行政の地方的設備である面が現在非常に多いのだから、簡単にいえば、現在の県庁の建物の三分の一くらいを國の行政の地方的設備として道州出張所等にしまして、そうして全国を五つとか六つくらいの道州に区画いたしまして、そこに相当権限を与えた國の総合官厅を作ることが急務じやないか。そうして國家公務員の九割が出先機関に現在している以上、これは膨大なる経費の重複、むだがあると思う。これを思い切つて節約することによりまして、市町村行政の内容を強化することが必要ないか。現在のまま兵庫県と岡山県と鳥取県と統合して何になるかとい

には全世界に類例のない公民館とい  
う一つの制度があり、それが市町村  
の一つのお茶の間、そしてあらゆ  
る社会教育団体等の連絡場所とい  
うキヤツチ・フレーズで宣伝されま  
す。昨日参議院を通過いたしました社  
会教育法の一部改正案は、さらにこれに  
強力な支持を与え、特に起債のワクに  
ついても若干は伸ばしてやろうとい  
財政局長の非常に深い御理解、また公  
民館を指導し、社会教育団体を指導す  
る社会教育主事の必置制につきまして  
は、この地方行政委員会の理事さんた  
ちが特に御理解を持つて自治庁にも話  
して下さったという、非常な感激のもと  
に進展しているのでございます。この  
公民館の日本の性格、そして地方  
行政的な性格、地方自治的な性格とい  
うものは、非常に多くの道徳的要素を  
含んでおり、部落経営、町内経営をこ  
れによってやるという一つの目標を慣  
習法的に持つことになった現状にかん  
がみまして、この公民館には、部落の  
各戸の台帳とかいろいろなものも自治  
的に備えているわけでありまして、協  
議費に對しましての出納簿とか、そ  
ういうようなものをすべて備えておるわ  
けであります。それに、この地域とで  
きるだけ一致した町村合併後の措置と  
して、例の巡回指導のほかに強く押し  
ておる連絡員制度の事務所をそれに並  
行して置くということによりまして、  
公民館長、公民館主事、部落、町内連  
絡員と、地方自治法上の地方団体公務  
員であるところの連絡員事務所、その  
職員、それと並行してやることが非常

に大きな下部行政機構としての得策で  
はないか。この点につきまして指導的  
な姿勢を自治庁と文部省とが協力して  
合致しましたので、それが今おそろし  
い勢いで発達している段階でございま  
す。昨日参議院を通過いたしました社  
会教育法の一部改正案は、さらにこれに  
強力な支持を与え、特に起債のワクに  
ついても若干は伸ばしてやろうとい  
うことを強く感ずるのでございます。その  
点につきまして藤井局長の御意見を承  
りたいのであります。  
それからその次に、以上のような  
点、現在の地方自治といふものは悪貨  
が良貨を駆逐しておる面がないでもあ  
るのではなかつて、こういうようなこ  
とを強く感ずるのでございます。その  
点につきまして藤井局長の御意見を承  
りたいのであります。

その理窟者はその議員に対し断わると  
いう勇氣を知らぬ。国会議員もそうい  
う傾向が少しあつて、私は国家のために  
非常に憂えておるのであります。それによ  
つてやるといふ勇氣は現代における  
倫理の最大のものじやないかと思ひ  
がります。そういう面から見まし  
て、遺憾ながら、そうした方面からの  
放漫さ、不器用さ、赤字等があります場  
合に、この地方財政計画、それから起  
債の計画等ではまだ不十分なものがあ  
りはせぬか。そういう場合に――必要  
なのは必要なんありますから、後年  
に残せばその赤字はもつと悪性が高い  
利子によつて支弁していかなければな  
りませんので、そういう残酷なことは  
しておられません。御承知のごとく  
藤井政府委員

非常に熱意のある地  
方自治を愛するお氣持からの御発言で  
頗る聽いたした次第でございますが、加  
藤委員の考へおられます理想的な地  
方行政組織の構想といふものは、そん  
たくをいたしまするに、上級の団体と  
いたしましてはいわゆる道州、これは  
どちらかといえど、いわゆる行政とい  
うことを主体にいたしました性格の強  
いものとして考へておられる。その下の組  
織といしましては市町村、しかし、

この市町村も現在の特に町村の規模で  
は十分ではない。さらにも少し規模  
が暗くなる。婦人会の人たゞが、月給  
の拡大された、行政能力を強化され  
た町村といふものを想定をしていきた  
い。しかししながら、ここでは地域的に  
必要な地方的な問題は大部分が處理を  
せんので、ここにあります市長出身の  
相当数の委員とともに、汚職の経験が  
ない。しかしながら、その危険は私た  
ちは非常に経験してきている。そういう  
ことにも思いやられまして、この安  
時資金等を借りないで済むように、あ  
るいは長期の金を借り得るように、公  
募債の自由といふものをもう少し広く  
大蔵省と御折衝になる気持はないか。  
これにつきましては何より大事な質問  
の一つといたしまして、財政局長さん  
の誠意のある御答弁をお願いしたいと  
思ひます。非常に多岐にわた  
りましたが、どうぞ私の誠意をお信じ  
下さいまして、壳名の質問ではござ  
いません。それをお含みの上、どうぞ適  
当なる御回答と御支持をいただきたい  
と考えております。

○藤井政府委員 非常に熱意のある地  
方自治を愛するお氣持からの御発言で  
頗る聽いたした次第でございますが、加  
藤委員の考へおられます理想的な地  
方行政組織の構想といふものは、そん  
たくをいたしまするに、上級の団体と  
いたしましてはいわゆる道州、これは  
町村に対して封建的な監督の態度を  
実ではないかと思います。もちろん制  
度の改正によりまして、旧制度下にお  
きまするよう、府県といふものは市  
町村に対しても封建的な監督の態度を  
もつて臨むということは、これは好ま  
なつて見ていくといふような態度がだ  
れども、そういうことに対応した態度をとらざ  
るを得ない。従来のように市町村のめ  
んどうといふものをほんとうに親身に  
見て参りますするよう、府県といふものは市  
町村との間にいわゆる

いろいろな立場等が走って参りました。それと、府県と市町村との間に何か感情的にも非常に冷たい傾向が出て参ったのではないかとうふうに思います。それと、府県と一緒にいたしましても、府県 자체において行くわなければならぬ仕事が非常にふえて参りましたために、市町村のことまでなかなかめんどうが見切れないといふような、必要やむを得ざる現実の情勢もあつたことはあつたのでございますけれども、いずれにいたしましても、府県と市町村の従来のいい面といふものが失われてきた。これが地方行政というものをあたたかいものにし、また非常に有効適切な能率のあるものとして総合的に運営する方途というものを見出すについて、きわめて困難な事態を現出せしめておるのではないかという感じがいたします。事実、県の市町村に対する指導態勢というものを見てみましても、その点はどうもしつくりいつておらないようあります。先刻もお話をございましたが、最近のところでは、府県の知事が管下の市町村の仕事のことについて、具体的に申せば起債の問題にしましても、あるいは交付税のことについたしましても、府県自身のことは非常に一生懸命になられますけれども、知事の立場において市町村のことをいろいろめんどうを見て、自治庁あたりに熱心にやるというような方は非常に数が少いといふような状況になつてきておることも事実であります。しかしながら、この点は、府県自治と市町村自治というものの体系的な立場というものを非常に強調しきつた結果でありまして、そのことによつて従来の伝統的ないい面がこわさ

思うのであります。こういう関係はこれは望ましいことではございません。この点は、もう少し府県と市町村との間に血を通わせていつて、相ともに同じ区域をその行政の対象とし、同じ住民をその対象としてやつて参ります行政には違いないわけでありますので、その点お互いの立場をよく認識をいたしまして、府県と市町村との間にもつと緊密な、しかも手を取り合つて地域行政の伸展に挺進していく、そういうお互いに血のぶれ合つた、情味のこともつた行政というものが行わされて参りますことが必要なのでないかということを私としては痛感いたしておるのであります。すなわち、府県と市町村とはともに自治団体であるけれども、おのずからそこに性格が異なり、機能についても異なるものがあるということで、府県については御承知のように広域の行政、統一処理を要する行政、さらに市町村間の連絡調整の事務、それに市町村のやれない仕事をやっていく、いわゆる補完行政事務、建前だけではなく、現実の面といいたしましてもそういう方向にどんどんと進め、施策の面からもそういう方向に重点を置いてやることにいたしまして、府県と市町村との制度的な面における改善措置もはかつていけるのではないのかという感じがいたしておる次第でござります。

いりますが、この点については、いろいろ議論のあることも私は承知をいたしました。もう少し徹底した町村合併の仕方があつたのではないか、また今後考えるべきでないかというような議論も一考に値する問題であるとは思うのであります。ですが、今回始めました町村合併というものは、一応方針を立てて、いわゆる弱小町村の解消を目指といたしまして、標準的には人口八千ということを目安として進められて参つたのであります。御承知のように、国の計画に対しましてすでに大体四%を突破する一〇四%という選択率を見ておるのであります。この間、関係の市町村等におきましてはいろいろ問題が多く、紛争を惹起した面も数多くあつたわけでございますが、大体全国的にも町村合併の問題は終止符を打つ段階になつてきております。この段階において、また再合併ということをこの際打ち出しますことは、せっかく落ちついて新市町村建設に精進いたしております関係団体、あるいは関係住民にとりまして、きわめて適当でない事柄でございまして、私たちとしましては、ここしばらくはやはりきました新市町村を、腰を落ちつけてじっくり建設していくという方向に重点を置いていくべきではないだろうかという考え方を持つております。ただ一つの考え方を、もう少し能力のある——具体的に申せば高等学校は維持できる、あるいは

所は十分にやっている。少くともそれをどの程度のものにすべきではないかといふ点は、これは一つの考え方として十分首肯するに値することであろうと思っています。しかし、当面の問題といつぱりましては、やはり引き上った現在の新市町村といふものの健全なる育成発展に努力すべきじゃないかと考えておる次第でございます。

第三に、府県の再編成の問題でござりますが、この点につきましては、加藤委員もいろいろ非常に貴重なる御見解を持っておられるることは承知いたしております。また地方制度調査会におきましても、一応この改革の方向といつしまして地方制といふものを打ち出しておることも先刻御承知の通りでござります。だんだんそういう方向に持つていくべき社会経済上の必要はあると思います。しかしながら、この点につきましては、いずれも高度の政治的配慮といふものを加味しなければならない問題でもござりますので、政府といたしましても、いまだ本問題に對する最終的な態度を決定をいたしかねております状況でございます。しかしながら、いすれにいたしましても、方向をいたしましては府県の再編成といふことは時期の問題ではあるまい。かように考えておるのであります。その場合において、私自身としていまだその再編成の方向としてどのようなものが最善であるかということにつきまして、ここで説明をする限りではございませんが、地方制度調査会において打出されております答申の方向といふものが、やはり一つの有力なる見解で

最後に、公民館の問題でございますが、この点は一部の市町村におきまして公民館の経営をきわめてうまくやつておるところがござります。しかも、その公民館を場といたしまして、それに他面、いわゆる部落会的、町内会的な性格を持たせて、総合行政的な妙味を發揮しておるところもあるようになります。それで、公民館という施設あることでございましては、私自身ももう少し実情等もよく見まして、いろいろ研究をしてみたいと思つております。なるほど、公民館といふ施設あることでございましてし、それが社会教育の場所でもあり、また肩の張つた集合の場所ではなくして、いろいろレクリエーションあるいは修養の場所としてそこに自然に人々が集まつてくる。それを拠点といたしまして、末端行政組織としての性格をあわせ加味させていくことによって、きわめて効果のある行政ができるということは、なるほど一つ見方であり、また考え方の立て方であろうと思うのであります。ただそれを制度的に、画一的に取り上げていくことになりますと、その点、部落会、町内会といふものが廢止された縦縛等もございまして、これに対する取扱いというか、もう少し慎重に事を考えていただきたい。それと同時に、公民館自体が社会教育法に基きます施設でございます。そういう点であります。そういう点で、そういう社会教育の場所を行政的な性格とマッチせしめることは果してどうとついてはどういうものであろうか

いろいろな問題についておきまして、あらぬ問題点を含んでおるのではないか、かように考えておりますが、しかし現実にどういう運営がなされておるかということについて、実地についてもう少しよく検討いたしました上で、私の方といたしましては私なりの結論を出したい、かように考えておる次第でございます。

○安井委員　だいぶ時間が過ぎまして質問の時間がなくなりましたので、質問が残りましたら、私来週はおりませんので、一つ再来週まで保留させていただきたいと思います。

きょう地方税の税法改正の問題に連いたしまして、各税目につきましていろいろお尋ねを進めて参りたいといふに考えておつたわけであります。時間が少くなりましたので、それに入ります前に、若干全体的な問題についてお尋ねをいたしたいと思います。

昨年の衆議院選挙におきまして自民党は、その選挙公約におきまして平年度七百億、初年度六百億といふような減税の公約をなさいました。そのうち地方税は三百五十五億。さらに御丁寧にその内訳がついているわけで、個人事業税が六十五億、法人事業税百億、固定資産税百八十億、法定外普通税十億、こういう数字まで出ておつたのですが、今度の税制の改正におきまして、それがどの程度実現されたとお考えになつておられるか、そのところから初めに一つお答えをいただきたい。

○黒金政府委員　ただいま御指摘の点であります。が、私どもの選挙公約の中

では、御承知の通りに総額において大体の目安を置きまして、公約自体には金額は出ておらなかつたと思います。所得税の減税と事業税、固定資産税の合理化、こういったことを公約いたしましたとして、これの解説的なものにおおむねの目安として総額七百億、初年度六百億、それからまた付属のコメントタリーやみたいなものでもこまかい数字が出ておつたように私は記憶いたしております。従いまして、その後政府なり党の中におきましては、いろいろな調査会その他を設けまして、各般の御意見も調整し、今回御提出申し上げておるような国税、地方税を通じました減税を行おうとしておるのであります。が、総額におきましては、大体その当時予定しておりました額に達しておる。ただ内訳におきましては、地方財政の現状なりあるいは国の予算の実情というものの、あるいは各般の御意見等も徴した上で、今回御提出した通りの額に決定したわけであります。その目安でございまして、私どもとしましては、総額において大体において所期の目的を達そらとしておる。こんなふうに考えております。

税の改正に伴う増加などござりますし、あるいは軽油引取税は、これは公約の中になかったかもしませんが、キロ当たり八千円のものが一万二千円、五割増しにもなるよな案になつてゐるわけであります。国税の揮発油税の方は三割増しでありますが、軽油引取税の方は五割増し。中小企業者の方はびっくりして腰を抜かさんばかりの状態に現にあるわけであります。先ほどの加藤さんのお話にもありましたように、現在の道徳面の希薄といふことが心配されるわけであります。約束を守らないといふことくらい現代の倫理の中で大きな問題点はないと思うわけであります。さらにまた今の御答弁の中におきましては、細目的な問題は公約の中にはなかつたというわけでございますが、その説明のところまで目を通しておきます有権者に対しましては、それぞれ、固定資産税はこれくらいまで安くなるのだな、あるいは事業税はこれだけ安くなるのだなという一応の期待を持たせたことは事実だと思います。総額がどうであろうと、約束を守れなかつた責任は重大でないかと思います。つまり、約束した減税はおやりにならないで、約束しなかつた増税の方をおやりになつた。そういう結果が、今度の地方税法改正案の中に私どもは見とれるわけであります。そこで、このように公約と実際の税法の改正とがだいぶ内容の違つたものになつたその理由はどういうところにありますよろしくか。

おると思ひます。物品税その他の間接税につきましても、御承知の通り物品税法の改正をやつておる。地方税におきましても、個人事業税について所得二十万円以下のものを免稅とするほか、中小法人の法人事業税に対する輕減等、中小企業の負担軽減をはかる。固定資産税の輕減合理化をはかる。家畜税、ミシン税等零細な法定外普通税を改正する。こういふうな公約をいたしておりますので、私は、内容につきましていろいろな御議論はあると思ひますけれども、しかし、おおむねこの公約は果しておる。そのほかに今御指摘のありました揮発油税なり、あるいは軽油引取税の問題でござりますが、これは減税公約とは別個のものだと私どもは考えております。従いまして、一方には別個の理由でもつて税が動いた、減税公約とそれを差引くれば云々とおっしゃることは、これは少し無理じゃないかしら。私どもとしては、減税公約は減税公約通りいたしましたし、また、一種の目的的なものであります軽油引取税なりあるいはガソリン税につきましては、やはり道路五カ年計画の改定なり、そういうたものに伴いまして別途の理由で生じましたもので、これは別にお考を願いたいと思うのであります。

税に対する期待は、たゞい所得税が扶養家族の問題等によりまして減税になりますとも、その人の期待はかなそられないわけです。そういうような点、全体的なつじつまが合つても、自身において、国民に対する公約の違反といふ面の責任はきわめて重大だと思います。今私は、実際の公約と税法改正との内容の違いがどういふ形の中からできたりのかということをお尋ねしたわけですが、それに対する答えは今までつたわけでありますけれども、自治府側が、もう地方財政には減税の余地がないといふうな主張をされる。大蔵省側は、いや地方団体は黒字が増してゐるじゃないか、そういう現況から、経費の節約や合理化でそれくらいの財源は出せるはずだ。こういふようことで昨年から本年にかけましての最大の政治論争の一つがここにあつたということを私どもはよく知つておるわけであります。私は、その紛糾の責任は、あげて政府や与党が負わなければならぬと思います。選舉公約はきわめてむざざと人気取りで、そりいつた形において作られたわけであります。しかしながら、ほんとうの地方財政の実態といふものを正確につかんでおられなかつたといふことをそこで暴露しておると思うわけであります。そういう点などいろいろにお考えですか。○黒金政府委員 先ほども申し上げましたように、公約は先ほど読み上げた通りでございます。あといろいろと解説的なものがあつたかもしませんが、それはやはり公約自体ではございませんで、それに対します一つのごく私安にすぎません。公約自体といたしましては、私どもは、さつきから申し

上げております通りに、内容についていろいろ御講論はございましようけれども、おおむね実現を見ておる、このように考えております。

○安井委員 しかしながら、今までの大蔵省側と自民党側と、あるいはまた

税制についてのいろいろな懇談会や協議会、あるいは自由民主党内部におき

ましても、地方税の減税をどうするか  
というのは、結局一體公約をどうやつ

で果すか、それを中心にしての論議なり論争なりじやなかつたのですか。

○黒金政府委員 先ほども申し上げました通り、公約を実現はいたしてお

資産税の軽減合理化は行なつております。

すし、また事業税につきましても、所得二十万以下のものを免税にする。こ

これは今度の法案に出ておりますし、中  
小法人に対する法人事業税の軽減も今

度いたしております。同時に家畜税、ミシン税等零細な法定外普通税を廃止

する、廃止という言葉は少し不適当だと思いますが、法定外の普通税はその

ようにお願いをする。かよくなことでいたしておりますので、私どもといった

しましては、調査会の段階その他におかれましていろいろと議論はなされございました。

た、議論はございましたし、また議論があることが当然期待もされますし、

あつてしかるべきだと思っております  
けれども、この公約自体につきまして

は、今度の法案とお照りし合せ願いまして、大体実現はできているんじやな

○安井委員 私先ほどから申し上げて

おりますように、その減税案のエメンタリーとでもいるべき、個人事業税は

税百八十億、法定外普通税十億、  
いうふうな説明書の内容につきまして  
も、これはあくまでも実現され得ない  
と言わざるを得ないわけであります。あとで時間が  
ないわけであります。ことに地方財政は政府だけで上げたんでは  
現にないわけであります。あとは時間  
があれば事業税の問題にも触れるは  
であります。たとえば事業税にいよいよ  
しましても、今度の法の改正の中で毎年  
税率は下げたといふように規定はいわゆ  
されるわけでありますが、しかしながら  
ら、これは果して実質的な減税にならない  
かどうかということにもなるわけであります。  
税率以上とつておる府県も想  
ります。標準税以上とつておる府県も想  
られるわけでありますし、また法律が変り  
かどろかといふことにもなるわけであります。  
あるわけですが、また法律が変り  
して、それまで下げなくていいといふ  
もの、当初の公約の際におきました、地  
方財政に対する理解なり関心なり、そ  
うものはそういうものだらうと思う  
けであります。いすれにいたしまして、  
ところが、地方税制あるいは国税  
にいたしましても同様なことで、あくま  
で安定的なものでなければならぬと  
います。ところで、地方税制あるいは國税  
にあらなかつたといふことだけは私思  
かなことだらうと私思ふわけであります  
。将來への見通しを持つた  
税制というものが当然打ち立てられな  
ければならないわけであります。來  
年はどうなる、再来年はどうなるとい  
うふうな目安の上に地方公共団体は予  
算を組み、この仕事はことしはでき  
なくとも來年はやるんだ、そのための  
財源はどうだ、そういう見通しも持た  
せるということ。これが国の地方財政  
に対する考え方でなければならぬと想  
います。ところが、今度の地方税法の

改正におきましても、一体来年はどうなるんだ、その次はどうなるんだなどと、う見通しすらもできないという面がたくさんあります。たとえば今度の住民税の改正にいたしまして、今まで十五年度においては大幅な減収措置をいたしました。今度の改正案では出ておりませんけれども、所得税の改正に伴いまして当然昭和三十五年度においてはまた固定資産税の制限税率の引き下げの問題にいたしました。でも、昭和三十四年度に対する対策はあります。しかしながら、その後の昭和三十五年度以降は一体どうなるか、どうあります。そういう見通しすらも全くないわけであります。だから、こういふところからいいましても、公約という問題を中心にしていたしましたその場のが、これまでの措置だけが今回の改正においてとられてるだけで、その場それがわたらあとは何となるだらう、こういうことではないかと思うのです。これじゃ困ると思います。この点についてどうですか。

ものにつきましては、非常に急いで取りましたために、今年は非常に中途半端といいますか、起債でまかなつて、また元利補給するといったような方法とか講じられておりませんけれども、これにつきましても、その後にもつと突っ込んだ検討をいたしまして対策を講じて参りたい。このようなことで今後の善処を考えておる次第であります。

○安井委員 そういうふうに思ひなんど、というようなところでありますから、地方公共団体は、一体今後的地方財政はどうなるんだ、そういうふうな不安のないようにお尋ねしていくたいと思つておる。そういう姿が今度の規制の改正措置の中から現われておる、かのように私は思ひます。具体的な問題はさらに出でた際にそののいておる。そういう姿が今度の規制の改正措置の中から現われておる、つどまたお尋ねしていくたいと思つておりますが、この間佐野委員が質問のときに言われましたように、減額がけであります。この間佐野委員が質問のときに言われましたように、減額がけであります。そのときには、地方財政への全体的な考慮が問題の問題は地方財政への全体的な考慮から出発する。そういうところから零負担の排除や負担の均衡、そういううらうなものを第一義として税制改正に対処すべきであるわけであります。それがあとさき反対になつておるから、会議のようなどとに現実に現われてしまつておるわけであります。これはもちろん自民党にても、地方財政のわからぬ人ばかりいるわけじやなしに、夫へん心配されておる若干の良心的ない人がいることも私知つておりますし、あるいはまた事務当局も大へん苦労しておるものもよくわかるのでありますけれども、それだけに、今日の政府や与党の無理解な態度には強く警告をしておかなければいかぬ、かように思ひます。

若干お尋ねをいたしたいわけでありりますが、社会党は、固定資産税につきましては、地方交付税率を現行の一七・五%から三〇%に引き上げるということをも前提にいたしまして地方税制全体の問題を考えているわけであります。用意した資料によれば、この問題は、課税の基礎である対象価格の評価を公正に行うことだ、それから零細負担の排除のための免税点の引き上げ措置、その上に立つて制限税率を区分の一ぐらいまで引き下げる。こののような主張をしてきております。ところが、今度政府が出されてもやはり地方税法案におきましては、常に表面的な免税点と、それから制限税率の問題とだけを取り上げておられるわけであります。免税点の方はとにかくといたしまして、制限税率を百分の一五から百分の一二・一までに引き下げて、いわゆる超過課税を少くしよくないうところにねらいがある今度の考え方におきまして、幾つかの根本的なまりが犯されているような気がいたります。

まず第一番目に、税率だけにかかるつて、肝心の評価のこととはたな上げにしていること、御承知のように現実の市町村のあり方は、自治庁の示された評価よりも高く評価をいたしておつて率を低くとつておるところもあります。逆に評価が低いけれども率の高いといふところもあります。

評価も高いし率も高いといふところもあるわけであります。そういう基礎的な事情というものが全く無視されまして、単に率だけに問題を持ち込まっているわけでございます。そういうことになりますと、現在の固定資

産税の持つておられます矛盾をむしり、  
そう拡大していく。そういうような感覚  
があるわけであります。いかがでしょ  
うか。

と評価の膨大な引き上げ、そういうところで落ちつくわけですね。

地方選挙は知事なんかも済んでしまいました。お宅の方はまだこれから知事選挙があるのでですから、あるいはそろ

○安井委員 私どもは、もちろん減税いたしておりますので、これを競らかでも縮めて參りたい、こういう考え方のほかに他意はありません。

も全体農家負担の四三・三%という比率を占めておるわけです。ところが、その固定資産税は全国の農家の九九・

○黒金政府委員 ただいまの評価の点につきましては、安井さんのおっしゃる通りだと私は思います。従いまして、この調査にとりかがろうといふことで、おくれはせでまことに恐縮ではありますけれども、これを調査いたしまして、全国均衡のとれたものにしていきたい。同時に、これも御承知と申しますが、固定資産の評価といふものが、

が、時価によつて評価するのが一番よいのでありますけれども、今までの沿革その他がございまして、土地につきましても、あるいは家屋につきましても、大体時価よりはるかに安い評価が基礎になつております。ただ、それが場所によりまして区々であることも事実であります。総体としてはるかに低い。従いまして今仰せの通り、時価いうふうにお考への点もあるかもしませんが、われわれは決してそんなふうに考えておらない。標準税率と比べてあまりに制限外税率の最高が高過ぎます。あまりに違いますので、これを徐々でありますてもできるだけ妥当なところに縮めて参りたい、このように考えておりまして、別に他意はございません。

がいけないというわけではありません。減税は当然必要のあるものにつきましてはやるべきだというふうに考えております。しかしながら、その減税が何か選挙のためや、特殊な利益を一方に与えたいためにやる、そういうものであつては当然いけないと思います。うわさがうわさであつてくれねばならないわけですが、私ども

九八・五%の農家が負担させられる。そういうふうな状況であります。だからすつと下層農においては滞納がふえてきているというのが当然なわけであります。所得の低い農家ほどこの固定資産税で苦しい目に会つていて、いろいろが実際の姿であります。ところ

に合せて評価いたしますれば、価格が相当上る。上った場合にはこれを税率において調整いたしまして、そうして適当な財源を見る。さつきお話を出ましたが、率直に申して、そういう改定ができると税率の調整をいたしますれば、このために交付税を引き揚げるというようなことはまずあるまいと考えておりますが、そういう検討は今後とも十分に行なつて参りたいと考えております。

○安井委員 ですから次の段階には当

○安井委員　北海道でこういいうわざがあります。今度の知事選舉にからみまして、ある候補予定者が、これはまだ立候補しておるわけではないのですから予定者ではありますが、その人が、道内に事業場を持つております大企業家たちから選舉資金の応援をしてもらう。その反対給付として、つまりその約束として現在の固定資産税を安くしよう。これは固定資産税の引き下げによりまして一番利益を受けるのは大きな企業者の人たちであります。だか

は、そういうふうに考えます。もちろん税の高いことが経営の障害になつております農民や漁民を救つたり、あるいは各種の企業が固定資産税が高いことで安定しないということのためにも、固定資産税の引き下げも大切でしよう。できるならばまつと公正かつ大幅な減税を行なへきだということふうに私も主張しておるわけであります。それがほんとうの納税者間の不均衡や地方財政を無視した場当たりの措置では困る、そういうことを申し上げて

が、現在の日本農業の実際の姿がられない  
いますと、田畠に対する課税標準は  
もつとほかとの比較において三分の二  
くらいに引き下げるべきだというふ  
うな主張を私どもいたしておるような  
わけであります。といふのは、地代部  
分が高ければ現在の日本農業はもう  
成り立たない、そういうふうな姿に  
もあるわけであります。今の特に農地  
の価格について、農地に対する固定資  
産税の評価の問題につきまして、どう  
いうふうにお考えになつておられます

その点はまことに「心のこもった」あります  
して、おくれでおりましたが、その点  
に重点を置いて今後仕事をして参りました  
い考えでござります。

然評価がえが行われるということが明らかになつておりますのに、このことは一応そのままにしておいて、率の引き下げだけを大急ぎでやって、減税す

か。  
ら、せがひでも無理をして今度の減税  
を行おうとしたのだ。そういうふうな  
うわさがありますが、どうでしよう

おるわけであります。

○金丸政府委員 農家の税負担につきましては、わが国の農業の現状と申しましようか、また将来のこと等を考え

○安井委員 この間大蔵省の国税庁の発表で、宅地の賃貸価格の発表がありまして、たとえば日本で一番高いのが銀座の町などで坪百五十六万円ですか、そういうのが新聞の社会面にも出ておったわけであります。そういうふうな相続税や贈与税に関連しての大蔵省の今のものと、自治庁の評価との調整を将来とていくということになれば、結局固定資産税の膨大な値上がり

○黒金政府委員 その制限外の課税の  
一番多いのが安井さんの北海道であり、  
考え方方が裏にあるのじやないですか。  
拳が近づいてきておるので、それの人気  
取りにとにかく減税というにおいだけ  
でもかがせておこう。こういうような  
おるといふよくな行き方に考えられる  
わけであります。これは特に地方選  
うやり方は、何か納税者をこまかして  
おるといふよくな行き方に考えられる  
るのだ減税するのだと宣伝することい

○黒金政府委員 うわさでありますから、われわれ答弁の限りではないと思いますが、私どもが立案いたします際には、そういうようなことは考えておらずに、かりに同じ設備でありましても、北海道にあるがために固定資産税が非常に高い、原価計算が非常に違つておる。こういう点はもちろん考慮いたしますが、今申しました通りに、あまりに標準税率と制限外の最高とが違

農業の場合でいいますと、国税と地方税を合せました農家の全体の税負担のうち、固定資産税の占める位置といふものは年々大きくなつてきておりまます。国税である所得税の部分が全体の二〇%ないし三〇%に減少してきておる反面に地方税部分の割合が七・%ないし八・%と逆転をしておるわけです。その地方税部分のうちでも特に固

ましていろいろ基本的に考えがおありだと思います。私も農業の専門家でもございませんので十分なお答えができかねますけれども、ただ総体的に申しますと、いえますことは、わが国のことには零細な農業を保護していくなければならぬということから各種の助成が行われ、また税の面におきましては各種の税が相当に非課税と申しましようか、また軽減すると申しましようか、そ

いろいろなことから相当に配慮が行われておる。私どもはかように考へるのとござります。農業の方の各種の税を検討いたしてみますと、ことに零細な農業に対しましては、事業税にいたしましてもいろいろな面で考慮が払われておる。府県や市町村にいたしましても、ことに府県の財政の十分でないところは、農業に対するほかに課税ができない。その農業に対しては実際面として課税ができませんから非常に財政が困難である。その面を地方交付税でまかなつてそういう自治団体の運営ができるようにしてやる、こういうことになつておるわけでござります。固定資産税は自治団体としては最も普遍的な税でございまして、そういう面で、できるだけ広く住民が負担をしてもらおうというようなことで税率等も考慮されておるわけでござります。農地につきましては——宅地、家屋等は御承知の通り時価で評価する建前になつておりますけれども、農地につきましては収益還元価格で評価するようになつております。時価に比較しますと相当に低廉になつておるのではないか、私どもはかように思うのでござります。從来の実情等を考慮いたしまして三十三年から三ヵ年間の据え置きになつておりますが、たとえば北海道のように連年冷害のありましたようなところでは、内地につきまして相当に指示平均価格を引き上げました際にも、昭和以来の経済統計に基きまして特に引き上げ率を少くして、三十三年からも少しつと三年間は据え置いていく、こういうふうになつておる次第でござります。零細な農家がきわめて少額の税金にも困るようなところもあるうとは思いま

すけれども、そのように私は、農地の面積におきましていろいろな配慮が加えられておる、こういうふうに考えておる次第でございます。

○安井委員 農業についてのいろいろな配慮が加えられてることについてお話をあつたわけですが、二つの例だけ一つ御参考までに申し上げたいと思うわけであります。北海道の上川盆地といいますと、米作の好条件の地帯でございますが、ここである農家はこの間こう言つております。二町五反を耕作しておりますと、人体一件の年収の年も凶作の年もあるわけですが、平均して大体お米の販売が年間四十万円くらいだというのであります。二町五反を耕作しておりますと、人体公課が六万四千円と肥料代その他の生産費が十二万円、大体二十万円そこそこがこの人の生活費になつておるわけが、二十万円がこの人の一年間のかせぎ高であります。ところが、二町五反とその人の家を全部ひつくるめて売りますと、一つ一つの評価では高くなりませんと二百五十分円くらいだそうです。そして、二百五十分円が現金になつた場合に、年利が七分で十七万五千円、年利一割で二十五万円くらいになるわけですから。何も働かないで現金にかえて寝かれた方がかえって金がよけいできる。こういった数字が現われておるところからいいましても、農業についての固定資産税のあり方といふものは考へ直すべき時期がきておるのでないか。

あるいはまた同じく北海道のずっと方の宗谷支庁管内に中領別といふ町がござります。その町の農業委員会に集団で農地を買い上げてくれといふ問題が来て、これを北海道の農業会議でいろいろ調査をいたしております。といひますのは、この村の大体百八戸くらいの人たち、これがごく貧農戸戸で四千三百万円くらいになります。ところが、この地帯はパレイシヨンに当るわけであります。大体負債の昭和三十三年度の年賦償還金が総額百八戸で四千三百万円くらいだ。ですからだけの地帯ですから、一年間の生産高が二千八十一万円くらいだ。ですから給生産高を出しても年賦償還金に間に合はないというふうなきびしい地帯さえあるわけであります。ですから農法第十六条で自分の土地を国に買いたげてもらいたい、そういうことで借金を払つて國の小作人にしてもらいたいのだというふうな考え方さえ現われているわけであります。農業に対する固定資産税につきましては、先ほど次官も言わされましたように、評価の問題についての検討の機会があるそこでございますので、一つ十分御検討をいただきたいと思うわけであります。

の中から市町村の財源の一部をもぐらけですから、そのような市町村の歳入を補てんする対策というものを政府は積極的に考えていくというのが当然だらうと思うわけあります。ところが、今回の措置では、その穴埋め財源は一応金を貸してやろうといふうな打ち出し方であります。そういうことでなしに、一つ現年度で補給してやるということが当然ではないかと私ども考えるわけであります。いろいろな理由は一体どこにあったのですか。

○黒金政府委員 私もあなたと同じく、うに、できることなら現年度の予算に組みまして政府から金を出したら一番よかつたと思っております。ただ、だんだんにこの問題を折衝しております間に、国の予算の計数がきまつてしまいましたので、何とも間に合わない。予算に六億なり何なりの金が出てこないものでありますから、やむを得ずととしては今度御提案申し上げておるような方法で解決をしましたが、今後ともに今おっしゃるような御意向を尊重して善処して参りたいと思っております。

○安井委員 予算を縮めてあっても、すぐ補正という方法があるわけです。現に今予算委員会でも、予算を縮めていくにが六億プラスされて一兆悪い困になつたってかまわないと思うのです。また今後におきましても、六億ですかから補正の方法は幾らでもあるわけです。どうでしよう。

○黒金政府委員 そろまでおつしやらなくとも、ことしはこれで格好がついておるのでですから、そこまで追いで打ちをおかげにならずにこれでやらしていただい、もう少しあとまで検討もしていただきたい。そこまでやらなくなると、ございましょうか。補正でやらばやれないことはない、その通りでござりますけれども、そこまでやらなくなると、一応この法律を出して格好——と言つては言葉が悪いのですが、補てんの道を講じておるのですから、一つことしてはこれでやらしていただけたら幸いだと思つております。

○安井委員 地方公共団体におきましては、将来において元利補給をしてくれるといつても、果してやってくれるかどうか、実際のところはふたをあけてみなければ、このころの政府のことだからわからぬ。いつか忘れられてしまうのじゃないか、そういうふうな心配をしておるわけです。だから私、しつこくお聞きするのです。

○黒金政府委員 そこまで信用がなくなると政府も困るのでありますけれども、この問題につきましては法律でできめていただきました。しかもそのこまかい点は政令できめて参りますので、ちょっと法律違反はできないと私は思いますから、この点は少くとも御安心願つてしかるべきではないかと思います。

○安井委員 条文ではたしか交付するというふうに表現がなつておると思いますが、この交付金の性格はどういうになるわけですか。既往のどういふふうな制度に分類されますか。

○金丸政府委員 やはり一種の減税に伴います減収を補てんしますための特

○安井委員 そうすると、交付税の中の補給金と申しましようか、性格的にはそういうものと申してよろしいのではないかと思います。形の上では起債の償還の財源を別途に國の方から交付するという形、あるいは手続をとつて参るわけでございますが、実質は減税に伴います財源を補てんしますための補給金と申してよろしいのじやないかと思います。

に入れられるわけではないわけです。  
ね。そうすると、財源はどういうこと  
ですか。

○安井委員 そ、いたしますと、その減収といふ表現は政令できめられるわけですね。その減収の計算の方法はどういうふうにお考えになつておられましたか?

○鎌田説明員 政令案の内容につきましては、して目下検討中でございますが、たゞいま考  
えておりますのは、三十三年度の現年度分の収入予定額を前提に置きまして、当該市町村の採用しております税率を一・一まで引き下げたために生ずるであろう減収をはじき出して、それに見合ひ分を起債で補てんしていく、こういうふうに考  
えている次第ですか。

○安井委員 そういたしますと、評価がまちまちであるとか、あるいはまた特別の年に特別な事業をやるために税率が特殊な上り方をしたり下り方をしていましたということには無関係なわけですね。

○鎌田説明員 考え方といたしまして  
はいろいろあると思います。三十四年

**C 奥野政府委員** その通りであります。

うのも少し言葉がきつ過ぎるんじ  
ないかと思いますが、まあ一生懸命  
たしますのでお許しを願いたいと思  
ます。

れでは金が足りない過ぎるから別な方式にする、そういうようなことでこの間も大騒動があつたわけであります。私が昨年の秋にこの問題につきましてお

いたしましては、一応三十三年度の状態において推移するととした場合に、税率が下つたことによつて生ずるであろう減収、こういうふうに考えて參りました。従いまして、個々の評価の問題といふことはかかわりなくなつて参るわけでござります。

○安井委員 そういういたしますと現在のところは、三十五年度以降につきましては何らの保障がないということですか。

○黒金政府委員 まだ閣内の意見の一致を見ておりません。今努力をいたしておりますところです。

○安井委員 これはやはり困ると思ふのです。一年だけはとにかく今の減税の波に乗つて格好だけはつけた。しかし三十五年からあとのことは全然どうにもならない、これから相談す

い。 のだ。そういうふうな場当たり的な財政指導では困ると思うのです。園内において相談をしようということであることをどうでありますか、自治庁としてはどういう態度を持つておられるか、伺います。

○黒金政府委員 先ほどお話をございましたように、評議額その他が變つて参りますればまたいろいろな事態になります。少くともそれまでどうかと思います。少くともそれまで何とかこれは埋めていかなければいけないかんじでないかということで努力をいたしておりますので、場当たりとし

うのも少しお言葉がきつ過ぎるんじ  
ないかと思いますが、まあ一生懸命  
こまよつてお年と頑張って思

れでは金が足りない過ぎるから別な方式にする、そういうようなことでこの間も大騒動があつたわけであります。私が昨年の秋にこの問題につきましてお

○安井委員 場当たりといふ言葉はきいかもしれませんけれども、しかしながら、ほんとうに減つて、たとえほかにいいところになりますと四千万も五百万も減るのです。そういうところあると思います。大きな市で四千万くらいいある市はあるはずです。小さな市、三百萬といふのはどちらにあるのです。そういう財源が一ぺんにこそつ

○奥野政府委員 これは三年間減収額  
れども、しかし、この木引にいたしま  
しても、昭和三十四年度以降につきま  
してはどうなんでしょうか。

を補てんしていきたい、ということを申し上げておるのでございまして、昭和三十四年度は三十三年度分の半額、三十五年度分は三十四年度分の半額という方式で特別交付税を決定したい、かよう存じておるわけでございます。  
○安井委員 その場合の計算方式はどうですか。

○奥野政府委員 原則として、すでに三十三年度分について決定しておりますので、この額を基礎にすればよろしいのじやないだらうか、こう思つております。

そこで固定資産税の問題も、一応時間もだいぶ過ぎて参りましたので縮めくりたいと思うわけでございますが、ただ私はははだ不満に思います点は、今度固定資産税をこういうような形でいじられたわけでございますけれども、最も重要な根本的な問題を政府がお忘れになつておるのではないかと思うわけです。今度の場合に、表面的に現われました標準率のオーバーがどうだこうだというふうなことを言われておりますが、しかし、固定資産税になぜ超過課税が現実に市町村において行われているか、しかもさきめて高い超過課税が行わされているか、そういうものに対する本質的な解明といふものがなされていないと思うのです。そのための対策を積極的に講じようといふ御意思がどうも見当らないような気がするわけであります。超過課税がどうして多いのか、行わなければいけないのか、その原因の探究でありますとか対策といふものを、真剣にお考えになつたことがありますよ。

○黒金政府委員 それを固定資産税の中に限つて申しますれば、先ほど来御指摘の評価の問題だと思うのでございまます。おくれておつて恐縮だとは申し上げましたが、今後これも三年間ぐらいの間に解明をして参りたい。また同時に、大体においてこういう地方の農業を中心の地帯は貧弱地帯でございます。

従いまして、こういふ地帯に対してもうよろな問題あるのはこういったところを見ていつたらいいのかといふ財源をもつてしたらしいのかといつても、今までいろいろな問題につきましても、今までいろいろと検討はいたし

れども、最も重要な根本的な問題を政府がお忘れになつておるのではないかと思うわけです。今度の場合に、表面的に現われました標準率のオーバーがどうだこうだといふことを言われておりますが、しかし、固定資産税になぜ超過課税が現実に市町村において行われているか、しかもさきめて高い超過課税が行わされているか、そういうものに対する本質的な解明といふものがなされていないと思うのです。そのための対策を積極的に講じようといふ御意思がどうも見当らないような気がするわけであります。

○安井委員 これは、今度標準率オーバーの団体は全国で約一千市町村です。

か、三七・五%ぐらいの数字がこの資料の中にも出でておりますが、青森県、山形県、新潟県、福井県、長野県、島根県、長崎県、熊本県、それからその他は全部北海道、北海道は特に二百一十九市町村のうち九八・三%の市町村が超過課税のようであります。

札幌市、室蘭市以外は全部超過課税だ。こういうふうな姿のようですが、常に地元の負担、そういうものが非常に地元に開発事業に対する影響が行わっているか、そういうふうな気がある

面は若干今度の法改正を拝見いたしておりますとなされていようございまます。が、その上に開発事業に対する影響が行わっているか、そういうふうな気がある

面は若干今度の法改正を拝見いたしておりますとなされていようございまます。が、その上に開発事業に対する影響が行わっているか、そういうふうな気がある

面は若干今度の法改正を拝見いたしておりますとなされていようございまます。が、その上に開発事業に対する影響が行わっているか、そういうふうな気がある

面は若干今度の法改正を拝見いたしておりますとなされていようございまます。が、その上に開発事業に対する影響が行わっているか、そういうふうな気がある

面は若干今度の法改正を拝見いたしておりますとなされていようございまます。が、その上に開発事業に対する影響が行わっているか、そういうふうな気がある

面は若干今度の法改正を拝見いたしておりますとなされていようございまます。が、その上に開発事業に対する影響が行わっているか、そういうふうな気がある

市町村が超過課税のようであります。こらの他は全部北海道、北海道は特に二百一十九市町村のうち九八・三%の市町村が超過課税のようであります。札幌市、室蘭市以外は全部超過課税だ。こういうふうな姿のようですが、常に地元の負担、そういうものが非常に地元に開発事業に対する影響が行わっているか、そういうふうな気がある

面は若干今度の法改正を拝見いたしておりますとなされていようございまます。が、その上に開発事業に対する影響が行わっているか、そういうふうな気がある

面は若干今度の法改正を拝見いたしておりますとなされていようございまます。が、その上に開発事業に対する影響が行わっているか、そういうふうな気がある

面は若干今度の法改正を拝見いたしておりますとなされていようございまます。が、その上に開発事業に対する影響が行わっているか、そういうふうな気がある

面は若干今度の法改正を拝見いたしておりますとなされていようございまます。が、その上に開発事業に対する影響が行わっているか、そういうふうな気がある

面は若干今度の法改正を拝見いたしておりますとなされていようございまます。が、その上に開発事業に対する影響が行わっているか、そういうふうな気がある

市町村が超過課税のようであります。札幌市、室蘭市以外は全部超過課税だ。こういうふうな姿のようですが、常に地元の負担、そういうものが非常に地元に開発事業に対する影響が行わっているか、そういうふうな気がある

面は若干今度の法改正を拝見いたしておりますとなされていようございまます。が、その上に開発事業に対する影響が行わっているか、そういうふうな気がある

面は若干今度の法改正を拝見いたしておりますとなされていようございまます。が、その上に開発事業に対する影響が行わっているか、そういうふうな気がある

面は若干今度の法改正を拝見いたしておりますとなされていようございまます。が、その上に開発事業に対する影響が行わっているか、そういうふうな気がある

面は若干今度の法改正を拝見いたしておりますとなされていようございまます。が、その上に開発事業に対する影響が行わっているか、そういうふうな気がある

面は若干今度の法改正を拝見いたしておりますとなされていようございまます。が、その上に開発事業に対する影響が行わっているか、そういうふうな気がある

市町村が超過課税のようであります。札幌市、室蘭市以外は全部超過課税だ。こういうふうな姿のようですが、常に地元の負担、そういうものが非常に地元に開発事業に対する影響が行わっているか、そういうふうな気がある

面は若干今度の法改正を拝見いたしておりますとなされていようございまます。が、その上に開発事業に対する影響が行わっているか、そういうふうな気がある

面は若干今度の法改正を拝見いたしておりますとなされていようございまます。が、その上に開発事業に対する影響が行わっているか、そういうふうな気がある

面は若干今度の法改正を拝見いたしておりますとなされていようございまます。が、その上に開発事業に対する影響が行わっているか、そういうふうな気がある

面は若干今度の法改正を拝見いたしておりますとなされていようございまます。が、その上に開発事業に対する影響が行わっているか、そういうふうな気がある

面は若干今度の法改正を拝見いたしておりますとなされていようございまます。が、その上に開発事業に対する影響が行わっているか、そういうふうな気がある

市町村が超過課税のようであります。札幌市、室蘭市以外は全部超過課税だ。こういうふうな姿のようですが、常に地元の負担、そういうものが非常に地元に開発事業に対する影響が行わっているか、そういうふうな気がある

面は若干今度の法改正を拝見いたしておりますとなされていようございまます。が、その上に開発事業に対する影響が行わっているか、そういうふうな気がある

面は若干今度の法改正を拝見いたしておりますとなされていようございまます。が、その上に開発事業に対する影響が行わっているか、そういうふうな気がある

面は若干今度の法改正を拝見いたしておりますとなされていようございまます。が、その上に開発事業に対する影響が行わっているか、そういうふうな気がある

面は若干今度の法改正を拝見いたしておりますとなされていようございまます。が、その上に開発事業に対する影響が行わっているか、そういうふうな気がある

面は若干今度の法改正を拝見いたしておりますとなされていようございまます。が、その上に開発事業に対する影響が行わっているか、そういうふうな気がある

割七分の線で一つ繰り入れの実現について努力してもらいたい、このようなはっきりとした方針を打ち立てまして、現在まで指導を行なつてきておるというのが事情でございます。  
○安井委員 今回の措置をも入れまして二七名に一応なるわけでございますが、そのような指導の結果を確認されておりますか。  
○藤井(貞)政府委員 まだ年度が全部終つておりますんことをございまして、私の方に今報告が参つておりますのは三十二道府県でございますが、これによりますと、各県によりまして繰入率については一律ではございません。ある程度いろいろ事情がございますので、繰入率については差異がございますが、その点はある程度はやむを得ないと思います。しかしながら、一番繰入率が高いところでは、北海道あたりは四四%の繰り入れをいたしております。秋田が三六%、栃木が三五%、福岡が三三%、こういうところが高いところでございまして、こちらの方針通り二七%の繰り入れをやつておりますのが山形、茨城、群馬、山梨、長野、鳥取、長崎。それに近い二六%の繰り入れをやつておるところが新潟と宮崎というところでござります。一番低いところは、これはいろいろ事情があつたと思いますが、福井につきましては一割の繰り入れしかやっておりません。その他大体二割以上の繰り入れをやつておりますし、平均をいたしますと、報告のありましたものについての平均でございますが、一割四分の繰入率ということが現在われわれ聽取いたしております実情でございま

○安井委員 つまりこの限度といいますか、二七%に満たないところに対する問題、あるいはまた二七%以上の数において残されております人たちについての考え方、これをお聞かせをいただきたいと思います。

それからなお、地方自治体は別に政府の指示に従わなければ定数を増して悪いということじゃ決してないわけで、幾らでもできるだけ繰り入れを多くしていくということはこれは差しつかえないし、進めてよいことではないかと思います。そして政府が一応指示をいたします場合においては、地方におきましては財政的な見地等もあつて、政府としてはそれは最低線だという指示はしなくとも、とる方では最高限度というふうな考え方になりがちだらうと思います。ですから、今日までの措置から残された人に対しまして積極的に自治側で配慮しなければいけないだらうと思いますが、どうでしょうか。

な指導を行いましたして、定数内線り入るの措置が完了いたしますように努力をいたしたいと思つております。

○安井委員 なお、切りかそのときには、臨時の時期における現給というの非常に低いのじないかと思う。ですから切りかえされる場合には、それがそのままじやなしに、適當な号俸で引き上げて、今日までの、ただ働きではありませんけれども、日陰に置かれましたとしての苦労の多い働きに報いてやる。そういうたよらな御指導をお尽しをいただきたいと思うわけであります。

それからなおこの点もちょっと伺ひまして終りたいと思いますが、新市町村の職員の給与の改善の問題につきまして、いつかお尋ねをいたしました際に、現在調査を進めているといふふんなお話をございましてが、その進行の状況等につきまして承わりたいと思います。

○藤井(貞)政府委員 現在統計局を中心とし、効率集計の作業を進めております。何分にも対象人員が多いことでもござりますので、なかなか手間がかかつておるのであります。大体六月ごろには結論が出るのではないかとういうふうに考えておりまして、結論が出ました時におきましては、来年度の財政の関係等ともにまみ合せまして、適正なる指導の方途を確立して参りたい、かように考えておる次第でござります。

○安井委員 今度の地方財政計画には全く配慮はなかつたわけですか。

○藤井(貞)政府委員 来年度の財政計画の場合は、これは三十年に行いましてた調査を基礎にいたしまして、その後の昇給等を理論的に割り出したものを基礎といたしておる次第でございまして

り、単に市町村側の積極的な態度に待つていたのでは改善は期待できないのじやないか、こういうようなことが考えられるわけであります。地方財政計画よりもさらに下回るような給与の水準であるということにおいては、これは論外でありますけれども、ほんとの下積みになつて苦労をしております人たちに対する十分な報いができるようにお考えを、それこそ單に言葉だけじやなしに、積極的にお進めをいただきたいと思うわけであります。時間ががずいぶんおくれましたので、ここで一応終ります。

○鈴木委員長 本日は、これにて散会いたします。

午後一時十九分散会

昭和三十四年三月十日印刷

昭和三十四年三月十一日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局